

**建築基準法第51条の規定による
廃油の油水分離施設及び廃プラスチック類の破碎施設の用途に供する建築物の敷地の位置について**

【建築基準法第51条（要旨）】

都市計画区域内においては、卸売市場やごみ焼却場、その他政令で定めるごみ処理施設などの用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ新築し、又は増築してはならない。
ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合はこの限りでない。

申請者	敷地の位置 (用途地域)	面 積	備 考 (処理施設の種類及び処理能力)
喜楽鉱業株式会社 代表取締役 小宮山 茂幸	北九州市若松区 響町一丁目 60、64番地 (工業専用地域)	敷地面積: 8,046.82 m ² 建築面積: 2,307.93 m ² [申請部分 1,181.10 m ²] 延べ面積: 3,274.85 m ² [申請部分 1,181.10 m ²]	産業廃棄物処理施設 ・廃油の油水分離施設 192.0 m ³ /日(8時間) ・廃プラスチック類の破碎施設 7.6 トン/日(8時間)

【建築基準法第51条ただし書の規定による許可を必要とする理由】

申請者は、これまで申請敷地において、平成5年2月及び平成10年8月に「建築基準法第51条ただし書き」に基づく許可を受け、廃油の油水分離施設、及び污泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類の焼却施設の産業廃棄物の処理施設を操業している。
 主な業務内容は、自動車修理工場、ガソリンスタンド、各種工場から排出される廃油(エンジンオイル、潤滑油、等)から産業用燃料(再生重油)を製造し、販売している。それに加え、污泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類の産業廃棄物を焼却している。
 今回、焼却施設の前処理を行う既存の設備を、廃掃法の許可が不要な施設から許可が必要な施設(廃油の油水分離施設、及び廃プラスチック類の破碎施設)にする計画で、その計画が建築基準法に規定する位置の制限を受ける処理施設に該当するため、建築基準法第51条の許可が必要となり申請するものである。許可を取ることにより、自社の焼却炉の補助燃料だけでなく、セメント会社及び他工場へ搬出できるようになり、セメント等の焼成時の補助燃料として有効利用できることになる。
 なお、今回の計画にあたり、廃棄物の取り扱い品目の追加等は無く、新たに建設する建築物、設備・装置はない。

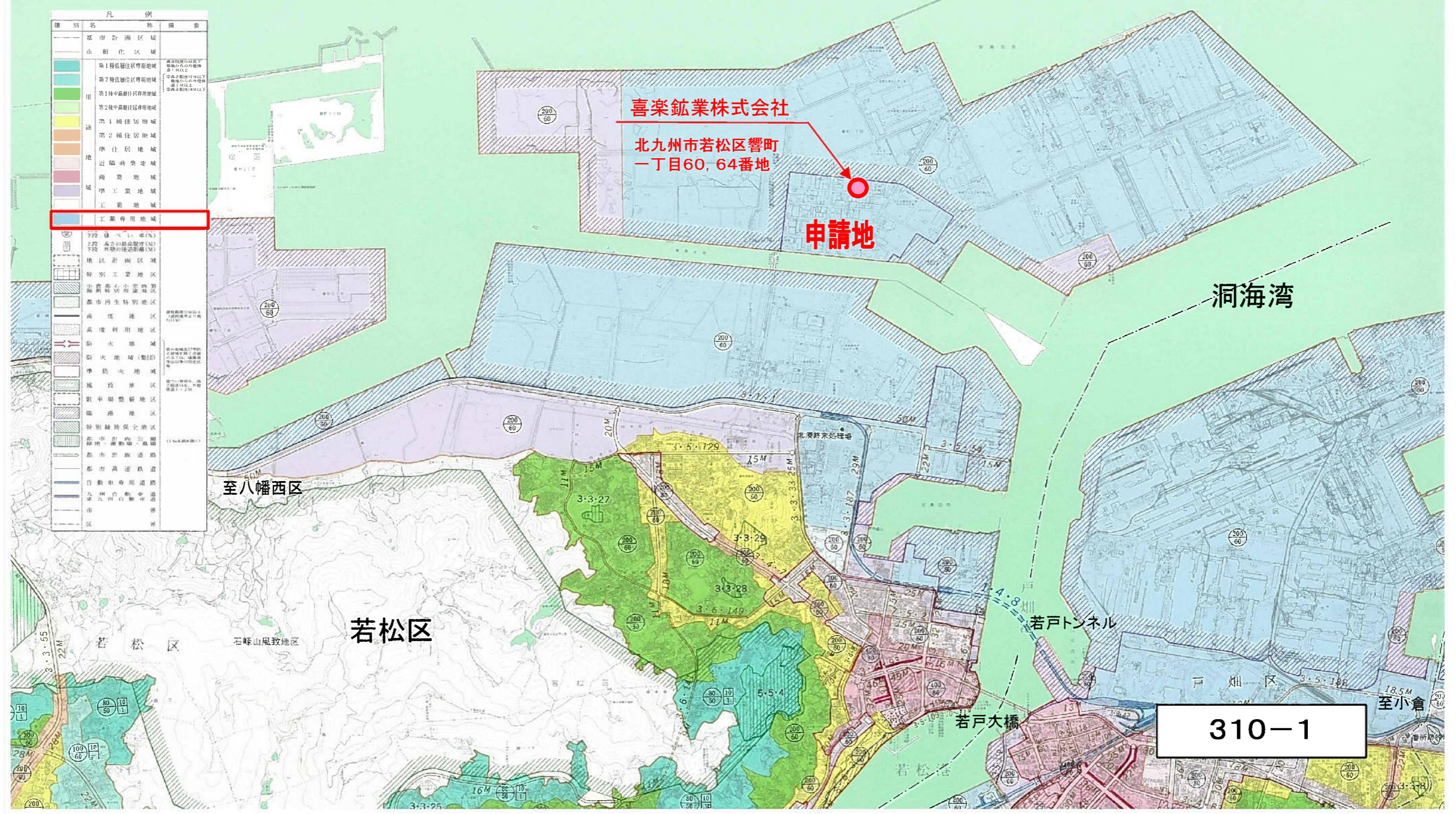
建築基準法第51条の規定による
 廃油の油水分離施設及び廃プラスチック類の破碎施設の用途に供する建築物の敷地の位置について
 【付近見取図(用途地域図)】

都市計画図

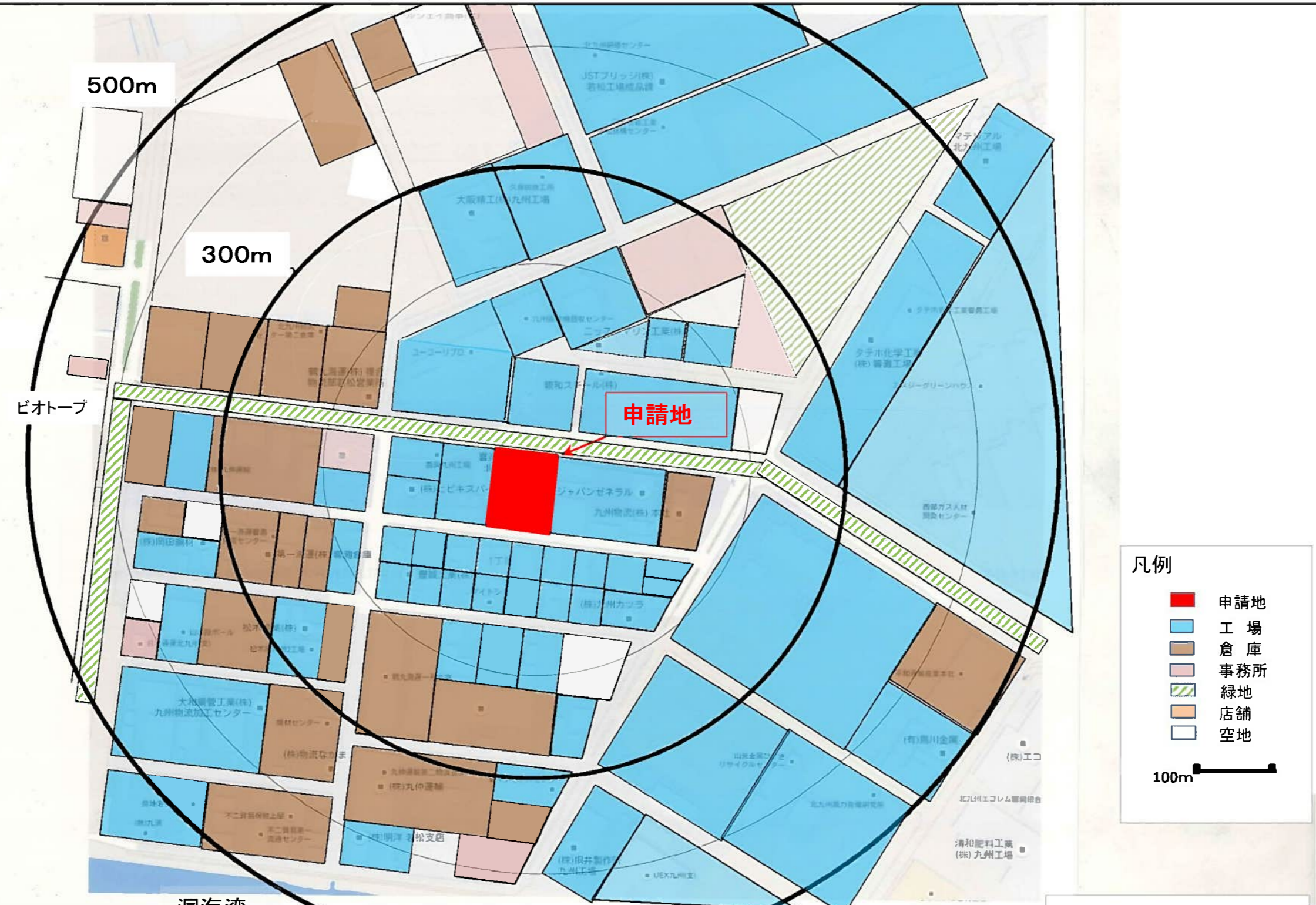
縮尺25,000分の1



種別	名称	概要
都市計画区域	都市計画区域	
用途地域	第1種低層住居専用地域	高度地区に指定された区域で、第一種低層住居専用地域に指定された区域に適用される。用途制限は、第一種低層住居専用地域の用途制限に準ずる。
	第2種低層住居専用地域	高度地区に指定された区域で、第二種低層住居専用地域に指定された区域に適用される。用途制限は、第二種低層住居専用地域の用途制限に準ずる。
	第1種中高層住居専用地域	高度地区に指定された区域で、第一種中高層住居専用地域に指定された区域に適用される。用途制限は、第一種中高層住居専用地域の用途制限に準ずる。
	第2種中高層住居専用地域	高度地区に指定された区域で、第二種中高層住居専用地域に指定された区域に適用される。用途制限は、第二種中高層住居専用地域の用途制限に準ずる。
	第1種住居地域	用途制限は、第一種住居地域の用途制限に準ずる。
	第2種住居地域	用途制限は、第二種住居地域の用途制限に準ずる。
	準住居地域	用途制限は、準住居地域の用途制限に準ずる。
	近隣商業地域	用途制限は、近隣商業地域の用途制限に準ずる。
	商業地域	用途制限は、商業地域の用途制限に準ずる。
	準工業地域	用途制限は、準工業地域の用途制限に準ずる。
	工業地域	用途制限は、工業地域の用途制限に準ずる。
	工業専用地域	用途制限は、工業専用地域の用途制限に準ずる。
地区区分	下等住居地区(1)	用途制限は、下等住居地区(1)の用途制限に準ずる。
	下等住居地区(2)	用途制限は、下等住居地区(2)の用途制限に準ずる。
	地区区分	
	特別工業地区	用途制限は、特別工業地区の用途制限に準ずる。
	都市再生特別地区	用途制限は、都市再生特別地区の用途制限に準ずる。
	高度地区	用途制限は、高度地区の用途制限に準ずる。
	高度利用地区	用途制限は、高度利用地区の用途制限に準ずる。
	防火地域	用途制限は、防火地域の用途制限に準ずる。
	準防火地域	用途制限は、準防火地域の用途制限に準ずる。
	風致地区	用途制限は、風致地区の用途制限に準ずる。
	都市計画道路	用途制限は、都市計画道路の用途制限に準ずる。
	特別緑地保全地区	用途制限は、特別緑地保全地区の用途制限に準ずる。
	都市計画道路	用途制限は、都市計画道路の用途制限に準ずる。
	自動車専用道路	用途制限は、自動車専用道路の用途制限に準ずる。
	九州自動車道	用途制限は、九州自動車道の用途制限に準ずる。
	市界	用途制限は、市界の用途制限に準ずる。



建築基準法第51条の規定による
 廃油の油水分離施設及び廃プラスチック類の破碎施設の用途に供する建築物の敷地の位置について
 【用途現況図】

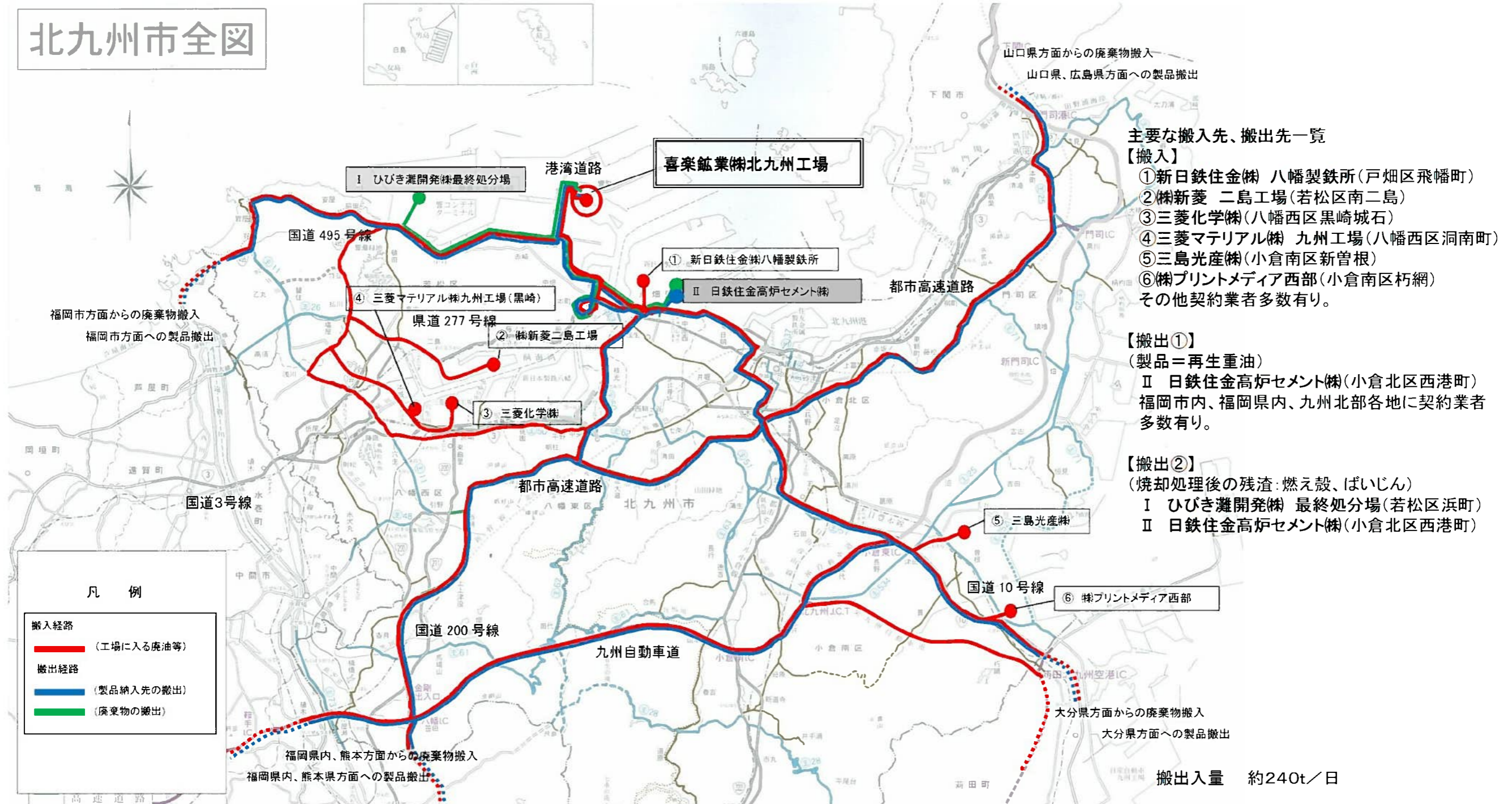


用途現況図

310-2

建築基準法第51条の規定による 廃油の油水分離施設及び廃プラスチック類の破碎施設の用途に供する建築物の敷地の位置について 【運搬計画図】

北九州市全図



主要な搬入先、搬出先一覧

【搬入】

- ①新日鉄住金(株) 八幡製鉄所(戸畑区飛幡町)
 - ②(株)新菱 二島工場(若松区南二島)
 - ③三菱化学(株)(八幡西区黒崎城石)
 - ④三菱マテリアル(株) 九州工場(八幡西区洞南町)
 - ⑤三島光産(株)(小倉南区新曾根)
 - ⑥(株)プリントメディア西部(小倉南区朽網)
- その他契約業者多数有り。

【搬出①】

- (製品=再生重油)
II 日鉄住金高炉セメント(株)(小倉北区西港町)
福岡市内、福岡県内、九州北部各地に契約業者多数有り。

【搬出②】

- (焼却処理後の残渣:燃え殻、ばいじん)
I ひびき灘開発(株) 最終処分場(若松区浜町)
II 日鉄住金高炉セメント(株)(小倉北区西港町)

凡 例

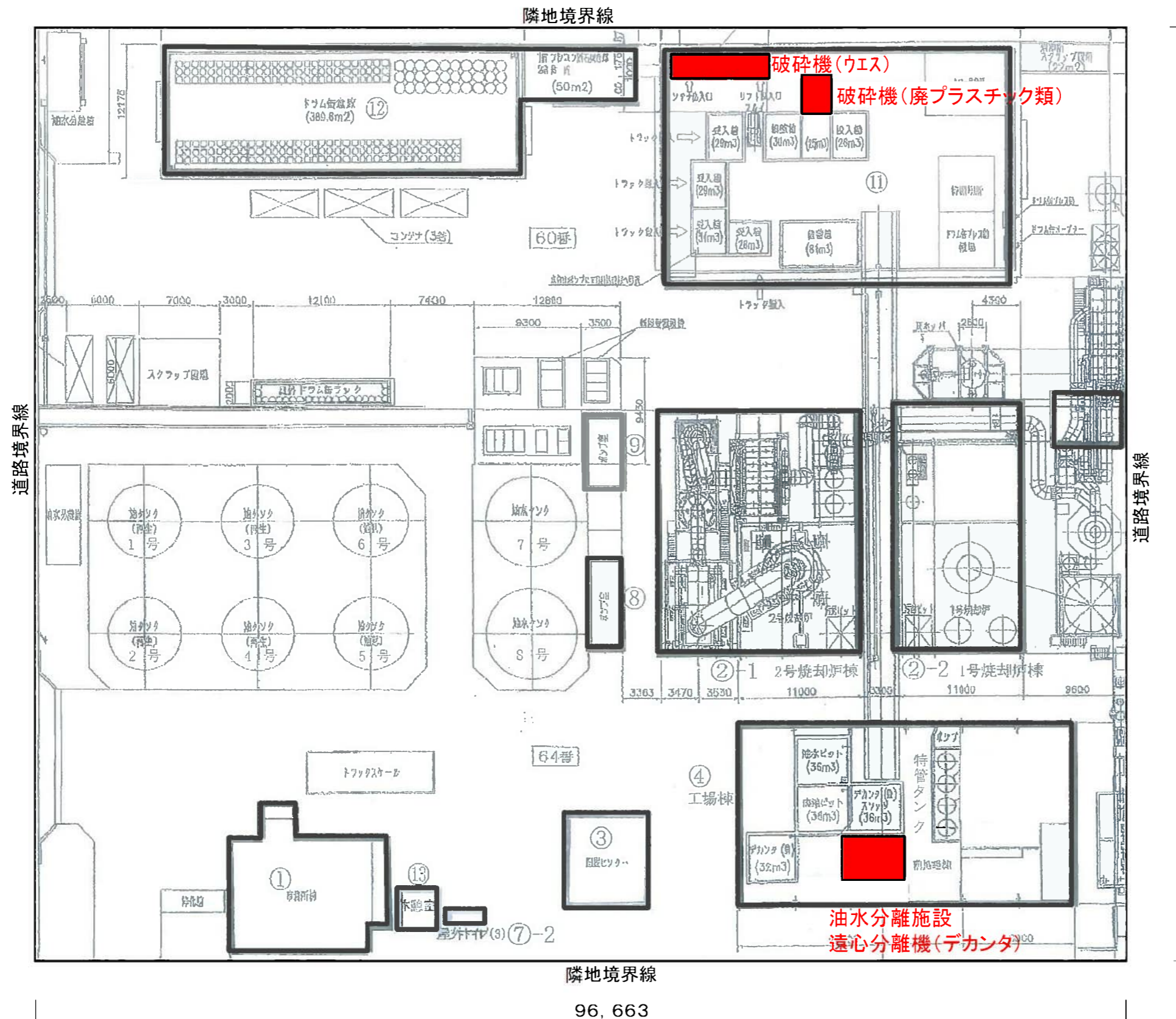
搬入経路	(工場に入る廃油等)
搬出経路	(製品納入先の搬出)
	(廃棄物の搬出)

【計画概要】

「廃棄物の処理および清掃に関する法律」に基づいて、各企業から排出された産業廃棄物を当該施設に搬入する。搬出入に係る運搬経路は、一般道(国道など)、北九州都市高速道路や九州自動車道を主に使用する。運搬車両は、タンク車、清掃車、脱着装置付コンテナ専用車、ダンプ車等を使用する。搬出入の際には、搬出入先の安全対策を遵守し、運転手に搬出入についての教育を定期的に行う。

搬出入回数 【搬入】15回/日
【搬出①】4回/日
【搬出②】3回/日

**建築基準法第51条の規定による
廃油の油水分離施設及び廃プラスチック類の破碎施設の用途に供する建築物の敷地の位置について
【配置図】**

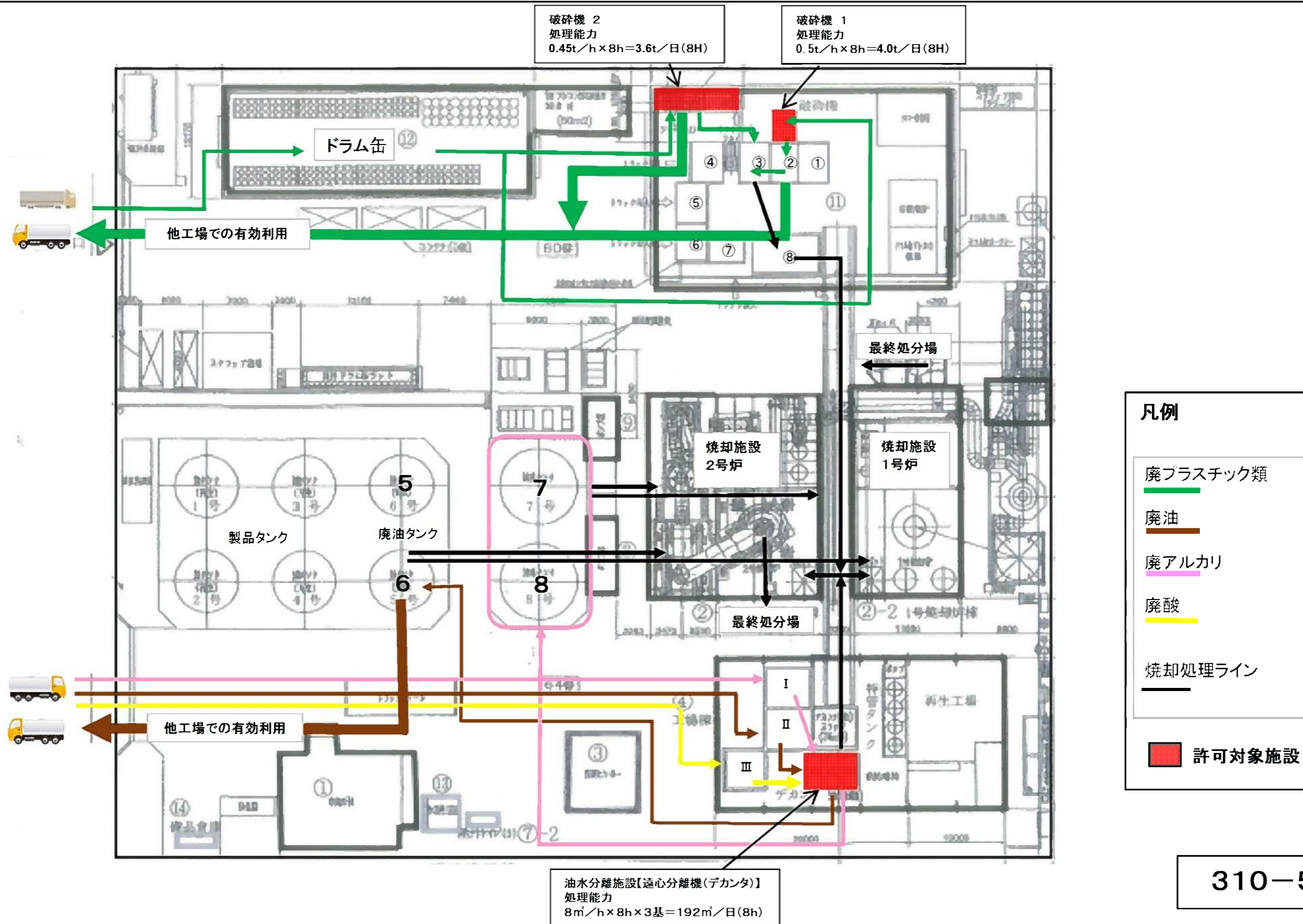


凡例

 許可対象部分

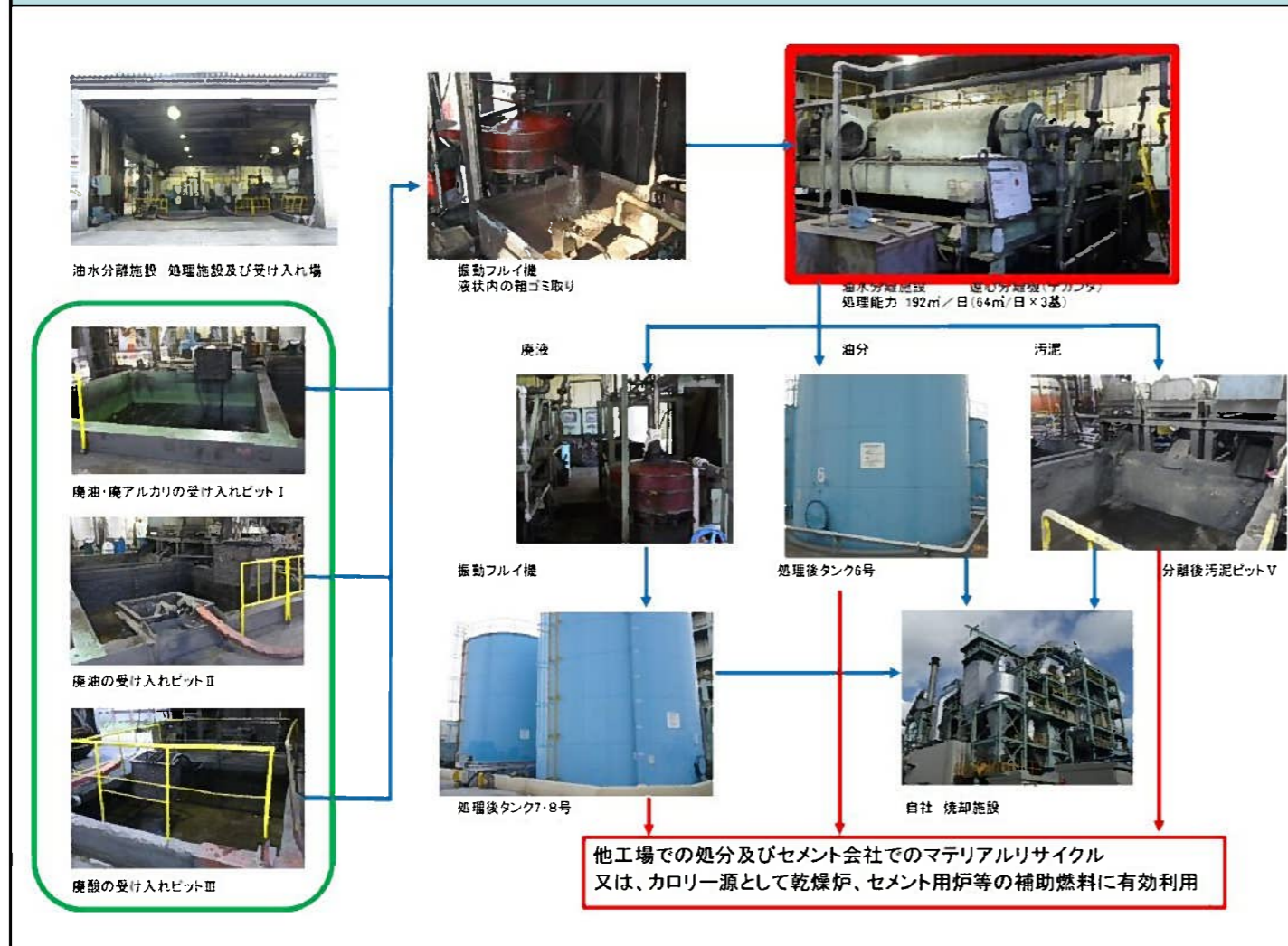
配置図
310-4

建築基準法第51条の規定による
 廃油の油水分離施設及び廃プラスチック類の破碎施設の用途に供する建築物の敷地の位置について
 【搬入出図(産業廃棄物)】

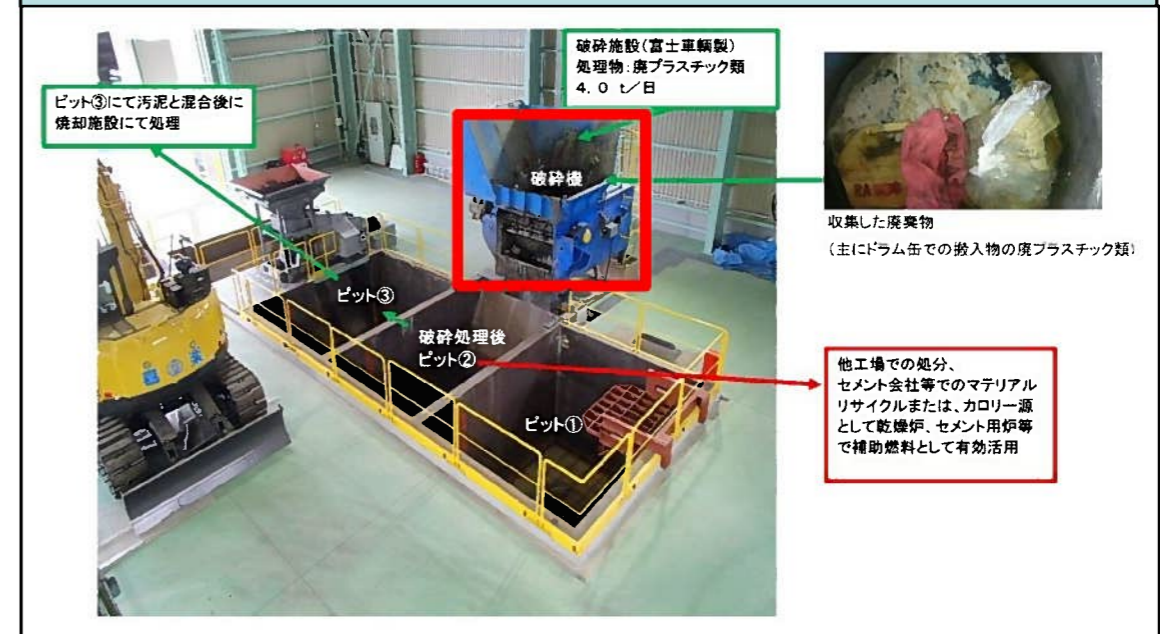


建築基準法第51条の規定による 廃油の油水分離施設及び廃プラスチック類の破碎施設の用途に供する建築物の敷地の位置について 【処理フロー図(産業廃棄物)】

油水分離施設【遠心分離機(デカンタ)】



破碎施設(廃プラスチック類)【破碎機1】



破碎施設(廃プラスチック類のウエス)【破碎機2】

